

令和元年度（2019年度）

監 査 報 告 書

公営企業定期監査
(財務・工事)

熊本市監査委員

熊 監 発 第 0 0 0 2 6 2 号
令和2年(2020年)1月20日

熊本市監査委員 三 島 良 之

熊本市監査委員 村 上 博

熊本市監査委員 池 田 泰 紀

熊本市監査委員 高 島 剛 一

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度（2019年度）の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）します。

目 次

公営企業定期監査（財務）

1	監査の対象	3
2	監査の着眼点	3
3	監査の主な実施内容	3
4	監査の実施場所及び日程	3
5	監査の結果	3
	(1) 病院局	3
	(2) 交通局	7

公営企業定期監査（工事）

1	監査の対象	11
2	監査の着眼点	11
3	監査の主な実施内容	11
4	監査の実施場所及び日程	11
5	監査対象工事等	11
6	監査の結果	
	(1) 病院局	11
	(2) 上下水道局	11
	(3) 交通局	11

資料	工事監査実施一覧表	12
----	-----------	----

(関係条文)

- ・ 地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

- ・ 地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

- ・ 地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

公 營 企 業 定 期 監 查
(財 務)

1 監査の対象

病院局及び交通局

2 監査の着眼点

別に定める監査等の着眼点に基づいて実施した。

3 監査の主な実施内容

令和元年（2019年）7月末日現在における関係事務事業及び財務処理の状況について資料の提出を求め、関係帳簿、証ひょう類を照査し、その計数記録の正否を確かめ、現金預金及び有価証券を確認し、詳細について関係職員に質問するなどの方法で実施した。

4 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査対象企業局で実施。

日 程：令和元年（2019年）10月1日（火）～同年10月18日（金）

5 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

(1) 病院局

おおむね適正かつ効率的に行われているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項1] 契約の未締結について：医事企画課

(組織改編により、現医事課、財務課)

次の3件の契約において、実施伺及び契約締結伺等の一連の契約事務手続は行われていたが、監査時点（令和元年〔2019年〕10月10日現在）でも、契約書は作成されておらず、契約が締結されていなかった。

・熊本市民病院医療事務等業務委託

契約書（案）に記載された契約日：令和元年（2019年）6月4日

契約書（案）に記載された履行期間：令和元年（2019年）10月1日

～令和4年（2022年）9月30日

契約書（案）に記載された契約額 : 958, 875, 192円

- ・熊本市市民病院医師事務作業補助者派遣業務

契約書（案）に記載された契約日 : 令和元年（2019年）6月18日

契約書（案）に記載された履行期間 : 令和元年（2019年）10月1日

～令和4年（2022年）9月30日

契約書（案）に記載された契約額 : 1時間当たりの単価 1, 713円

- ・熊本市市民病院企業会計システム保守業務委託

契約書（案）に記載された契約日 : 平成31年（2019年）4月1日

契約書（案）に記載された履行期間 : 平成31年（2019年）4月1日

～令和2年（2020年）3月31日

契約書（案）に記載された契約額 : 1, 503, 360円

地方自治法第234条第5項で、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、その契約は確定しないと規定されている。

今回の件は、契約書（案）は契約締結伺に添付されているものの記名押印された契約書は作成されておらず、契約が未確定の状況で業務が実施されており、不適正な業務の執行と言わざるを得ない。

相手方と早急に契約書を取り交わすとともに、今後は関係法令等を遵守され適正な契約事務の執行となるよう努められたい。

[指摘事項2] 予定価格調書の未開封について : 医事企画課

(組織改編により、現医事課)

次の5件の契約において、予定価格調書が開封されていなかった。

- ・熊本市市民病院医療事務等業務委託（契約額 : 958, 875, 192円）

- ・熊本市市民病院自動精算機キャッシュレスシステム導入業務委託

(契約額 : 4, 577, 040円)

- ・熊本市市民病院医療情報システム（現病院電子カルテシステムほか）

保守業務委託（契約額 : 30, 327, 901円）

- ・熊本市市民病院患者情報院外閲覧システム導入業務委託（契約額 : 8, 370, 000円）

- ・熊本市市民病院患者プッシュ通知導入業務委託（契約額 : 6, 867, 396円）

予定価格調書とは、契約金額を決定するための一応の基準として、あらかじめ作成された価格（以下「予定価格」という。）が記載された書面であり、開札までは、決裁権者が封印し封書された状態となる。そして、競争入札を実施する時点で、入札執行者がこれを開封し入札金額が予定価格の範囲内であるかどうかを確認の上、再度封入し封印することとなる。

当然、本案件のような随意契約の場合においても、見積額と予定価格の確認は行われるべきであり、予定価格調書を開封せずにその確認を怠って契約の相手方を決定し、以降の契約事務へ進んだことは不適正な事務の執行と言わざるを得ない。

今回の監査において、予定価格調書を開封し契約額が予定価格の範囲内での契約であったことを確認することはできたが、今後は決裁権者の責任として必ず予定価格調書を開封し、見積額と予定価格の確認を行うことにより、適正な契約事務の執行となるよう努められたい。

〔指摘事項3〕 支出の切り分け（分割発注）について：植木病院事務局

支出の切り分け（分割発注）については、平成27年度（2015年度）、平成28年度（2016年度）、平成29年度（2017年度）の一般会計・特別会計定期監査において、各課に対し共通の意見を表明し、適正な事務の執行を要請していたが、今回の公営企業定期監査においても次のような事項が見受けられた。

カーテンの賃貸借において、次の3件の契約がなされていた。

- ・熊本市立植木病院間仕切り用カーテン賃貸借（契約額：797,040円）
- ・熊本市立植木病院窓用カーテン賃貸借（契約額：498,726円）
- ・熊本市立植木病院個室入口用カーテン賃貸借（契約額：98,496円）

これら3件の契約（合計金額1,394,262円）については、いずれも契約期間が平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日までと同期間であり、賃貸人も同一業者である。さらに、見積合わせによる随意契約で契約相手方を決定しているが、3件とも同一の2者から見積書が徴取されていた。

今回の件については、同じ期間に同様の物品の賃貸借が行われており、競争入札を回避するために、随意契約の限度額である80万円以下となるよう、故意に契約が細分化されたものと判断せざるを得ない事案である。

切り分け（分割発注）による随意契約は、不適正な契約事務であることを十分に認識した上で、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な契約事務の執行となるように改められたい。

[指摘事項4] 前回監査の指導事項に対する改善不備について：植木病院事務局

前回、平成29年度（2017年度）の定期監査において、「植木病院1階のエントランスホールの一部に、院外処方箋受付コーナーとして、薬剤師会の職員が使用するカウンターデスクが常設されているが、行政財産の使用許可が行われていなかったことから、市民病院と同様に病院局行政財産使用規程に基づき、使用許可の手続きを行われたい。」と指導したことに対し、「薬剤師会と病院局規程に基づき協議を行い、適正な処理を行う。」との改善状況報告（平成30年〔2018年〕9月12日）を受けていた。

しかしながら、今回の定期監査において、監査時点（令和元年〔2019年〕10月4日現在）でも相手方との協議記録や検討経過を確認できなかった。

前回の定期監査における指導に対し、適正な処理を行う旨の回答をしているにもかかわらず、協議記録や検討経過が確認できなかったことは、措置対応を講じず放置していたと言わざるを得ない。

植木病院事務局においては、指導事項を真摯に受け止め、早急に改善措置を講ずるとともに、行政財産の使用許可に当たっては十分な検証・検討を行い、適正な財産管理事務の執行に努められたい。

[意見] 植木病院事務局における財務事務の適正化について：共通

前回、平成29年度（2017年度）の定期監査では、病院局に対し財務事務の執行の更なる適正化について意見を表明し、市民病院と植木病院の病院間で積極的に情報共有するなど連携した企業経営を求めたところである。さらに、植木病院の事務については、平成30年度（2018年度）の公営企業会計決算審査意見書でも、病院事業のむすびの項目において、市民病院との連携・相談体制の強化を図ることを含めた事務の改善を求めたところである。

しかしながら、今回の定期監査において、植木病院事務局では指摘事項の他にも、支払遅延や契約事務の事務上における不備などの指導事項がその組織規模に比して多く見受けられた。また、審査を行う者自身が支出伝票を起票しているケースが多々あり、チェック体制が十分に機能していない状況であった。

収入や支出、契約などの財務事務は、法律や条例、規則、要綱等に基づき行われなければならないが、それらの理解不足、認識不足等のほか、それらに基づき適正に処理が行われているかをチェックする体制が十分に機能していない場合にも事務処理ミスが起り得るものである。

令和2年（2020年）4月から都道府県及び指定都市において内部統制制度の導入が義

務付けられていることから、病院局においてはその趣旨を十分に認識し、病院局事務局全体の問題として捉え、財務事務の適正化に取り組まれない。

(2) 交通局

適正かつ効率的に行われているものと認められた。

公 營 企 業 定 期 監 查
(工 事)

1 監査の対象

病院局、上下水道局及び交通局

2 監査の着眼点

別に定める監査等の着眼点に基づいて実施した。

3 監査の主な実施内容

監査に当たっては、工事等の計画、設計、積算、契約、施工などが適正に行われているかについて書類を審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

4 監査の実施場所及び日程

実施場所：病院局及び交通局は、監査事務局で実施。

上下水道局は、同局で実施。

日 程：令和元年（2019年）10月1日（火）～ 同年11月8日（金）

5 監査対象工事等

今回監査の対象としたものは、上記局において、平成30年（2018年）8月1日から令和元年（2019年）7月31日までに契約した工事請負及び工事に類する業務委託371件である。

このうち新規事業に伴うもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったものなどを重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる38件の工事及び委託について監査を実施した。

6 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

(1) 病院局

適正に執行されているものと認められた。

(2) 上下水道局

適正に執行されているものと認められた。

(3) 交通局

適正に執行されているものと認められた。

資 料 工 事 監 査 実 施 一 覧 表

1. 病院局

No	課 名	工事（業務）名	契 約 金 額 単 位 : 円
1	新病院開設課（現 総務企画課）	熊本市民病院解体工事に伴う周辺建物等事前調査 業務委託	15,111,800
2	新病院開設課（現 総務企画課）	熊本市民病院再建事業	15,912,959,590
	計	2 件	15,928,071,390

2. 上下水道局

No	課 名	工事（業務）名	契 約 金 額 単 位 : 円
1	下水道整備課	都市計画事業 西部浄化センター放流管布設工事（そ の 8）（8606 工区）【総合評価方式】【余裕工期 あり】	172,086,547
2	下水道整備課	都市計画事業 南部汚水 4 号幹線枝線外枝線下水 道築造工事（8221 工区）【総合評価方式】	241,439,400
3	下水道整備課	下水道災害復旧工事（第 9 2 号）その 6【総合評 価方式】【余裕工期あり】	437,027,400
4	下水道整備課	都市計画事業 西部浄化センター放流管布設外工 事（その 7）（8605 工区）【総合評価方式】	230,666,400
5	下水道整備課	都市計画事業 西部汚水 1 号幹線枝線下水道築造 工事（8236 工区）【総合評価方式】	268,920,000
6	下水道整備課	都市計画事業 投刀塚汚水幹線枝線外枝線地質調 査業務委託（第 8 4 0 2 号）	3,843,495
7	下水道整備課	都市計画事業 城南汚水幹線枝線外枝線地質調査 業務委託（第 8 4 1 0 号）	6,551,165
8	下水道整備課	都市計画事業 花畑第 2 ポンプ場その他 5 箇所遠 隔監視電気設備工事（8003 工区）	126,360,000
9	下水道整備課	都市計画事業 中部浄化センター A 消化槽その他 電気設備工事（8001 工区）	69,120,000
10	下水道整備課	都市計画事業 中部浄化センター B - 1 系反応タ ンク機械設備その他工事（8002 工区）	169,459,267

11	管路維持課	公共下水道（水前寺地区外）管渠改築工事（第18-30205工区）【管更生】	58,749,916
12	管路維持課	公共下水道（城東A地区外）管渠改築工事（第18-30207工区）【管更生】	75,718,800
13	管路維持課	中央区出水1丁目（砂取橋）φ150耗配水管塗替外4件工事	3,844,800
14	計画調整課	東部浄化センターB系沈砂池ポンプ棟耐震補強設計及び第3者評価機関審査業務委託（第3032号）	16,296,120
15	水運用課	立田山配水池外15箇所樹木剪定及び病虫害防除並びに斜面除草業務委託	16,848,700
16	水運用課	健軍水源地第2配水池屋根防水改修工事	29,307,960
17	水運用課	東区戸島西2丁目長嶺減圧弁室改修工事に伴う詳細設計業務委託	3,382,560
18	水運用課	一本木水源地管理棟外3箇所内外壁劣化調査及び改修工事設計業務委託	3,538,080
19	水運用課	一本木取水3号井戸更生工事	5,886,712
20	水再生課	東部浄化センターB系反応タンク漏水緊急止水工事	3,758,400
21	水再生課 中部浄化センター	世安ポンプ場No.2汚水自動除塵機オーバーホール工事	17,055,360
22	水再生課 中部浄化センター	和泉ポンプ場No.2主ポンプオーバーホール工事	2,030,400
23	水再生課 中部浄化センター	中部浄化センターA系最初沈殿池覆蓋塗装工事	6,836,400
24	水再生課 東部浄化センター	渡瀬ポンプ場No.1、2号主ポンプ緊急改修工事	11,880,000
25	水再生課 東部浄化センター	下津留ポンプ場漏水配管緊急改修工事	2,268,000
26	水相談課	北区八景水谷2丁目3番地付近φ75・50耗配水管布設替他1件工事【余裕工期あり】	15,354,000
27	水道整備課	西区花園3丁目・5丁目地内（花園池亀線他2路線）φ500・300・150耗配水管布設他3件工事【総合評価方式】【余裕工期あり】	79,990,015
28	水道整備課	中央区大江2丁目（託麻本通り）付近φ300・150・100・75耗配水管布設替他1件工事（その1）【総合評価方式】	95,365,009
29	水道整備課	南区近見6丁目地内（共同溝内）φ500耗配水管布設工事【総合評価方式】【余裕工期あり】	589,511,520

30	水道整備課	南区富合町上杉建物等事前調査業務委託	6,725,316
31	水道整備課	南区近見2丁目21番付近φ200・100・75 耗配水管布設替工事に伴う建物等事前調査業務委託	1,252,800
32	水道整備課	改寄配水場流入設備設置工事【総合評価方式】	57,047,657
33	水道整備課	秋田配水場次亜設備更新工事	33,112,800
	計	33件	2,861,234,999

3. 交通局

No	課名	工事（業務）名	契約金額 単位：円
1	電車課（現運行管理課）	八丁馬場曲線軌条更換工事	60,323,400
2	電車課（現運行管理課）	軌道敷路面標示補修工事	3,819,960
3	電車課（現運行管理課）	河原町電停付近電柱建替工事	3,877,200
	計	3件	68,020,560

